愛媛県青年農業者育成確保資金融資要領

（平成５年７月９日総農第 479 号
最終改正日：令和８年 10 月１日
（令和９年１月１日適用））

第１　目的

本制度は、農業の基本政策を推進するため、将来本県農業の中核的担い手となる青年農業者が生活設計を基調とする農業の長期計画に基づいて、自ら農業経営を開始し、拡大発展及び合理化に必要な資金を長期かつ低利で融通することにより、自立経営農家の育成を図ることを目的とする。

第２　青年農業者の定義

青年農業者とは、次に掲げる者とする。

１　農業後継者

中核農家の子弟で、主として農業に従事し（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者をいう。）、将来農業経営を実質的に承継し、その拡大発展が可能な 18 歳以上 40 歳未満の者。

２　新規就農者

新規学卒就農者（農業後継者を除く。）、ＵＪＩターン就農者又は非農家からの新規就農者で、主として農業を営み（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者又はその予定の者をいう。）、地域農業を担うのにふさわしい意欲と能力を有し、就農後３年を経過していない 18 歳以上 40 歳未満の者。

第３　融資対象

融資の対象となる資金は次のとおりとする。

１　農業近代化資金

(1)　借入希望者が地域計画農業者等（愛媛県農業近代化資金融資要綱第２のⅠの１に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合は、同要綱第２のⅠの３の（１）から（４）まで及び（６）に掲げる資金とする。

(2)　借入希望者が地域計画農業者等に該当しない場合は、同要綱第２のⅡの３の（１）から（４）まで及び（６）に掲げる資金とする。

２　愛媛県農林漁業共同化資金

愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱別表２に掲げる資金とする。

第４　貸付対象者

貸付対象者は、青年農業者で普及指導員の指導により、別に定める「青年農業者生活設計、経営計画認定要領」に基づいた長期計画（生活設計及び経営計画）を地方局農業振興課に提出して認定を受けた者であって、男女の別を問わない。

しかし、一つの経営体に対して１人の青年農業者を対象として融資するものであって、同一経営体で数人の者に対する融資は行わない。

第５　融資機関

青年農業者育成確保資金の融資機関は、農業近代化資金制度及び愛媛県農林漁業共同化資金制度でそれぞれ定められているものとする。

第６　貸付限度額

貸付限度額は次のとおりとする。

１　農業近代化資金

(1)　借入希望者が地域計画農業者等に該当する場合は、一農業者につき、愛媛県農業近

代化資金融資要綱第２のⅠの４の(２)に定めるとおりとする。
(2)　借入希望者が地域計画農業者等に該当しない場合は、一農業者につき、同要綱第２のⅡの４の(３)に定めるとおりとする。
(3)　ただし、特定農家住宅の改良、造成又は取得のための貸付金（同要綱第２のⅠの３の(６)のイに該当するもの）にあっては、(1)及び(2)にかかわらず400万円までとする。
２　愛媛県農林漁業共同化資金
愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱第１の５に定めるとおりとする。

第７　貸付利率及び利子補給
１　県の融資機関に対する貸付利率及び利子補給は次のとおりとする。
(1)　農業近代化資金
融資機関の貸付利率は、愛媛県農業近代化資金融資要綱に定める利率以内とし、愛媛県農業近代化資金利子補給金交付要綱に定めるとおりの利子補給を行う。
(2)　愛媛県農林漁業共同化資金
融資機関の貸付利率を無利子とし、愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱定めるとおりの利子補給を行う。
２　市町における農業近代化資金の融資機関に対する利子補給については、従来どおり積極的に行われるよう配意されるものとする。

第８　償還期限及び据置期間
償還期限及び据置期間については次のとおりとする。
１　農業近代化資金
(1)　借入者が地域計画農業者等に該当する場合は、愛媛県農業近代化資金融資要綱第２のⅠの５に定める償還期限及び据置期間の範囲内とする。
(2)　借入者が地域計画農業者等に該当しない場合は、同要綱第２のⅡの５に定める償還期限及び据置期間の範囲内とする。
２　愛媛県農林漁業共同化資金
愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱別表２に定める償還期限及び据置期間の範囲内とする。

第９　償還方法
償還方法は、原則として各年元本均等償還とする。

第 10　融資率
融資率にあっては、事業費の 100 分の 90 以内とする。

第 11　借入手続き
農業近代化資金にあっては、愛媛県農業近代化資金融資要綱に定めるところによる。
愛媛県農林漁業共同化資金にあっては、愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱に定めるところによる。

第 12　融資枠
融資枠にあっては、予算の範囲内において別途定めるものとする。

第 13　その他
１　青年農業者育成確保資金の融資を受けた者は、その経営状況を明らかにするための帳簿を備え付けなければならない。
２　この資金を借り入れた青年農業者は、資金借入後１年以内に当該事業を完了するものとする。

３　青年農業者育成確保資金に係る農業近代化資金及び愛媛県農林漁業共同化資金とも借入申込書及び申請書には必ず「青年農業者育成確保資金（農業後継者又は新規就農者）」と朱書すること。

附　則

１　この通知は、令和８年10月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

２　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた愛媛県青年農業者育成確保資金については、なお従前の例による。